200197001370003			平成27年7月23日
規制の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第6 条の2第1項 ・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	・廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなっており、また、市町村は、その区域内における一般廃棄物の統括的処理責任を負っている。 ・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされており(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)、個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっている。したがって、上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。	関連する予 算	_

規制の最近の改 廃経緯	_	関連する政 策評価結果	_
規制を維持、改革 又は新設する理 由	・産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱うことが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものであり、廃棄物処理法上、一般廃棄物として取り扱われることとなる繊維くずの処理については、市町村が統括的処理責任を負っているため、御指摘の「一般廃棄物としての処分は困難」という事情について、管轄の市町村とよくご相談いただき、適切に処理を行っていただく必要がある。・また、廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要がある。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切である。・以上を踏まえ、御指摘の「リユース・リサイクルが可能なリース終了物件」については、各都道府県等における判断の結果、当該物が廃棄物ではないと判断された場合には、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はなく、廃棄物処理法の適用対象とはならない。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_		
見直し条項			
次の見直し時期	-		

1002 200197001370003

1002	200107001070000	
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物 課長通知)	
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由		